

介護保険法に基づく各種サービスの指定（許可）を受けるにあたっての 定款への事業名の記載について

下記の事業の指定（許可）を受ける場合には、定款にその旨を記載する必要があります。
事業所（施設）を開設する場合は、指定（許可）申請時にその旨を登記した登記事項証明書（原本）が必要となります。

<事業名の記載例>

○ 介護保険法に基づく居宅サービス事業	[法第8条第1項]
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、 短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売	
○ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	[法第8条第14項]
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 複合型サービス	
○ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	[法第8条第24項]
居宅介護支援	
○ 介護保険法に基づく介護保険施設	[法第8条第25項]
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	
○ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	[法第8条の2第1項]
介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、 介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	
○ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	[法第8条の2第12項]
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護	
○ 介護保険法に基づく介護予防支援事業	[法第8条の2第16項]
介護予防支援	
○ 介護保険法に基づく第1号事業	[法第115条の45第1項]
第1号訪問事業、第1号通所事業	

その他、老人福祉法や社会福祉法における事業種別での記載も可能です。

《注 意》

定款変更について、所轄庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁にその変更について相談してください。（株式会社等の営利法人の場合には、所轄庁はありません。）